

## 告 示

### 埼玉県告示第千六百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチューせんげん台西店

埼玉県越谷市千間台西五丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

近隣に小中学校があるため、店舗出入口に交通誘導員を配置するなど安全に十分配慮すること。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年十二月十六日から平成二十九年一月十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター